

特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	自立支援医療の支給に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三郷市は、自立支援医療の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいを他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

三郷市長

公表日

平成27年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療の支給に関する事務
②事務の概要	●事務全体の概要 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の支給認定に際し、支給認定申請情報の登録及び所得判定により自己負担上限額の決定を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①申請書や届出書の確認 ②支給認定、所得判定に必要な各種情報の照会 ③進達事務 ④転入・転出に係る業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	障害福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給情報」が含まる項(16、26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給認定に係る事務の情報」が含まれる項(108の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長	福祉部障がい福祉課長 藤丸 譲司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 企画総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 福祉部障がい福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

變更箇所

[illegible]